

垂水市と鹿児島女子短期大学の連携協定に関する包括連携協定書

垂水市（以下「市」という。）と学校法人志學館学園鹿児島女子短期大学（以下「大学」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と大学が包括的な連携のもと、相互の資源や機能等を活用しながら協力し、地域社会の課題解決と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携及び協力する。

（1） 高度情報化社会に対応する力を備えた子供たちの育成を図る教育の推進に関すること

（2） 地域資源を生かした関係人口創出に関すること

（3） 地域活性化の担い手育成に関すること

（4） 地域の振興に関すること

（5） 子育て支援に関すること

（6） 健康増進に関すること

（7） その他両者が協議して必要と認めること

2 前項各号に定める分野の連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な事項については、市と大学が協議のうえ、別に定める。

（守秘義務）

第3条 市及び大学は、前条に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 市及び大学は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。ただし本協定の有効期間が満了する1か月前までに、市又は大学が書面により特段の申出を行わない場合は、有効期間の満了する日の翌日から更に3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 市又は大学が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、市と大学が協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 市及び大学は相手方に対し、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 市及び大学は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（1） 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

（2） 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

（3） その他前各号に類似する行為

3 市及び大学は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関して疑義を生じた事項については、市と大学が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年9月2日

市 鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市
垂水市長

大学 鹿児島県鹿児島市高麗町6番9号
鹿児島女子短期大学
学長

尾脇雅弥

志賀啓一